

平成 25 年 1 月 21 日施行
平成 25 年 5 月 27 日改正・施行
平成 26 年 2 月 25 日改正・施行
平成 27 年 7 月 15 日改正・施行
平成 27 年 8 月 1 日改正・施行
平成 28 年 4 月 1 日改正・施行
平成 31 年 4 月 1 日改正・施行

福島県地域年金事業運営調整会議設置規程

(設 置)

第 1 条 福島県民の年金制度に対する理解をより深め、制度への加入や保険料納付の向上につなげ、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）の積極的な推進を図ることを目的として、東北福島年金事務所に福島県地域年金事業運営調整会議（以下「運営調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 運営調整会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- (2) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 運営調整会議の委員は、次に掲げる機関等から推薦を受け、東北福島年金事務所長が委嘱する。

- (1) 厚生労働省東北厚生局
- (2) 福島県（総務部、保健福祉部）
- (3) 福島県教育委員会
- (4) 福島県中学校長会
- (5) 福島県高等学校長協会
- (6) 福島市
- (7) 全国健康保険協会福島支部
- (8) 福島県社会保険委員会連合会
- (9) 福島県地域型年金委員会
- (10) 一般財団法人 福島県社会保険協会
- (11) 福島県年金受給者協会連合会
- (12) 福島県社会保険労務士会
- (13) 福島県商工会議所連合会

- (14) 福島県商工会連合会
- (15) 株式会社 福島民報社
- (16) 福島民友新聞 株式会社

2 委員が、上記機関を退職又は人事異動、その他の事由により職務を担うことができなくなったときは、東北福島年金事務所長が解嘱する。

なお、解嘱する際は、改めて後任の委員の推薦を受け委嘱する。

(会 議)

第4条 運営調整会議は、東北福島年金事務所長が招集する。

2 運営調整会議の開催は、原則、7月と1月の年2回とする。

なお、7月は前年度の事業結果報告、1月は次年度の事業計画を中心に意見交換する。

3 運営調整会議には、委員のほか日本年金機構東北地域部職員及び福島県内年金事務所長が出席する。

4 東北福島年金事務所長が必要と認めるときは、委員以外の者が運営調整会議に出席できる。

5 委員の出席を原則とするが、やむを得ないときは代理の出席も可能とする。

6 議事については、県内の年金事務所長が進行する。

7 運営調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合など、特に非公開とする旨の申合せを行った場合には、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(庶 務)

第6条 運営調整会議の庶務を処理するため、事務局を東北福島年金事務所総務調整課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営調整会議の運営に係る必要な事項は別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年1月21日から施行する。